

# 農業委員会総会議事録

## 第7回農業委員会

1. 開会日時 平成30年10月26日（金）午前9時30分
2. 閉会日時 平成30年10月26日（金）午前10時45分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

### 4. 出席者

委員（全16人中14人出席）

出席者

1 番	柴田勝美	1 0 番	河村秋雄
2 番	林 弘子	1 1 番	坪井敏彦
3 番	伊藤 博	1 2 番	尾野康雄
5 番	戸田昌代	1 3 番	安藤丁士
6 番	尾野正幸	1 4 番	河村活敏
7 番	坪井邦夫	1 6 番	坪井佳雅理
8 番	河村正典		
9 番	河村春樹		

欠席者

4 番	岡島一雄
1 5 番	安藤茂市

事務局 4名

事務局長	井戸 建設課長
事務局員	早川 係長
	柴田 主任
	霜越 主事

### 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議 案
  - (1) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況について
  - (2) 農地法第5条届出受理状況について

## 6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条関係（許可）
- ②資料2 農地法第3条関係（届出）
- ③資料3 農地法第5条関係（届出）
- ④農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）
- ⑤農地区分判定図
- ⑥排水先予定図
- ⑦建設予定図

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より平成30年度第7回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したものに「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」、「農地区分判定図」、「排水先予定図」及び「建設予定図」がございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日は会長より欠席の連絡を受けておりますので、職務代理よりごあいさつ申し上げます。

河村職務代理者

職務代理ということでやらせていただきます。先日、東北のほうへ

行く機会がございまして、集約農法について学んで参りました。集約農法が進んでいる地域ではございましたが、狭いところは草が生えている状態でこのような地域でも集約農法は難しいのであれば豊山町はもっと難しいのだなと感じました。そんな中でこの農業委員会は活動していかなければならないというところでもあります。本日はよろしくお願ひします。

**【出席人数確認】**

河村職務代理者

まず出席者ですが、安藤茂市会長及び岡島一雄委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員16名中 現在出席者14名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

**【議事録署名者指名】**

事務局

議事録署名者を指名いたします。

5番 戸田昌代委員と6番 尾野正幸委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願ひいたします。

**【議 案】**

河村職務代理者

本日の議案は1件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号について説明します。

**【議案第6号 農地法第5条許可申請書について説明】**

河村職務代理者

議案第6号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりまし

た。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

どれが建物なのでしょうか。

事務局

ピンク色の部分が建物でございます。青色が雨水貯留施設の位置と形です。

B委員

雨水の貯留層はどれくらいの規模なのでしょうか。

事務局

現在調整中でございますが、敷地の大きさに見合ったものがつく予定であります。

B委員

建屋の面積はどれくらいでしょうか。

事務局

約1,400㎡です。

B委員

倉庫の面積はどのくらいでしょうか。

事務局

倉庫が本日お渡しした図面から計画が変わりまして、現在の予定では倉庫は設置しないことになっております。建ぺい率の関係で建てられなくなりました。

B委員

建ぺい率はどのくらいでしょうか。

事務局

60です。

C委員

平屋でしょうか。

事務局

2階建てを計画しております。

C委員

北側の田に日が当たらないでしょうか。

事務局

その点は考慮しており、2階部分はできるだけ南側にしております。

C委員

貯水槽から道路を横断させる水路が新設する水路でよかったですでしょうか。西側にも田がありますが、この田は前面の水路から取水するのではないのでしょうか。

事務局

新設の水路です。取水は前面の水路からしております。

C委員

排水は取水口の下手のほうへ落ちるという理解でよろしかったですでしょうか。

事務局

設計の段階ではそこまでの考慮をしていないので、現地を再調査しまして設計に組み込んでいきたいと考えております。

C委員

排水は南のほとんど使っていない暗渠に繋ぐということでしょうか。

事務局

そうです。大きい水路がございまして、川まで繋がっております。

B委員

こちらの埋め立ての高さはどのくらいでしょうか。このあたりは坂になっているので、どこを基準にされたのでしょうか。

事務局

基準は申請地の南北の真ん中です。

B委員

土はどれくらい入るのでしょうか。

事務局

平均80cmくらい土を入れる予定です。

B委員

横断管を入れたところの柵の高さはどのくらいになりますでしょうか。ここらへんは設計の段階でもできていると思います。

事務局

約50cmくらいです。

B委員

そうしますと自然勾配で流れていった時の柵の高さはどのくらいで  
しょうか。

事務局

おおむね直前の側溝の高さのままボックスに入っていくようになって  
おります。

B委員

雨水がきちんと流れていくかが知りたい。

事務局

そのあたりは理解して計画にいております。

B委員

私が質問したことは設計の段階で完成しているものだ。内部で済ん  
でしまう話なので書類があまりよくなくても受付してしまっているの  
ではないかと考える。もし本当に書類がおかしいのであれば、これは  
却下して出し直してもらったほうがよい。

河村職務代理者

他のかたの意見もお聞きしたいのですがどうでしょうか。

A委員

B委員の言うことが正しく聞こえます。

河村職務代理者

少し書類が足りていないように感じるため、そのあたりをまとめて  
この件は一時保留にして新たに総会を開かなければ話は終わらないと  
考える。

#### B委員

ここで承認されなかったからと言って工期が遅れても農業委員会の責任ではない。

#### D委員

この施設は下水に繋ぐところでしょうか。

#### 事務局

下水道計画については、都市計画税を充当していることもありまして、市街化区域を中心に整備をしております。そのあとで一団の集落がございましたら、整備を進めていく形になっております。

#### 河村職務代理者

今日このことを議論し続けても、事務局は用意していない図面を出せない訳です。とりあえずこの件は、今後どのように進めていくのかを会長や私、事務局で話し合っていきたいと考えております。

#### B委員

次の総会で間に合えばそこで出せばよいですし、それに間に合わなかったらその次の総会で出せばよいと考えます。

#### 事務局

農地転用は農地法に沿っているかどうかをみていただきたいと考えます。

#### E委員

農地法だけで言えばこれで通るでしょうが、下水がここにはないということがいけないと考える。このあたりを市街化にするだとか考えないといけなくなっている。これを作ったことにより他の田に影響が出るだとか結局そのあたりが問題ではないのか。



## B委員

建物ができることにより、最後の出口付近より最初に排水される口が低くて、逆流してよくないことが起こるといけないため先程のような質問をしたらすぐに回答が出てこないような状態のためおかしいなと感じた。

## 事務局

愛知県に雨水浸透阻害行為の申請は出しており不備があればそれは通らない。先程担当者から説明をさせていただいたのですが、農業委員会では農地法に基づいて適正かを判断するところでございます。排水について不安であるために、これを県に進達したら大変なことになるのではないかとおわれているでしょう。しかし、この案件が県に進達されたとしても雨水浸透阻害行為の許可がおりなければ農地転用の許可もおりません。その点を踏まえてご審議をよろしく申し上げます。

## E委員

この用地を買った訳ですから、今更できないとは言えないのではないかと考えます。我々は転用することは良いが、転用したあとにしっかりして欲しいと思っている。

## 河村職務代理者

本来農業委員会の権限の中については承認をもらえるかということが言いたい訳です。

## C委員

我々農業委員の立場で言えば、近隣の農家の代表できている。建物ができても排水により用水に何も影響がないと、そこらへんも考えてやっていただきたい。建築する人にも求めているかを確認したい。

## B委員

色々議論はあるところだと思いますが、建物を造るということに許

可をしないということはないと思われるので、再度資料や説明を詰めていただいて次回に継続審議をし、速やかに許可を出すというのでどうでしょうか。

#### E委員

農業委員会の総会は1カ月に1回しか開いていけないということはないので臨時にやればよいと思います。

#### 事務局

色々ご意見いただきましてありがとうございます。本日いただいた意見を参考にいたしまして早急に資料を整えて臨時という形でやればと考えておりますのでよろしく申し上げます。

#### 【報告事項】

##### 河村職務代理者

それでは、報告事項の農地法第3条、5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

はい、それではまず始めに3条の届出の受理状況について、ご説明します。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

#### 【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

次に5条の届出の受理状況について、ご説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です

#### 【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、3条、5条の届出受理状況の説明を終わります。

河村職務代理者

農地法第3条、5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

河村職務代理者

質問等ありませんので、報告事項の農地法第3条、5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【閉 会】

河村職務代理者

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成30年11月28日（水）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：11月15日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時45分終了)

9. 農地転用件数

9月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	2	915.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	227.50	青山		届出	5	4,181.50
		1	162.00	豊場				
4条	許可	1	449.00	青山	4条	許可	1	449.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	3,792.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	2	636.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	15	7,148.18
		2	1,496.00	豊場				

※ 累計については平成30年1月～平成30年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。